

事後審査型一般競争入札の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 20 年告示第 68 号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成 17 年規則第 39 号）第 105 条の規定により公告する。

令和 8 年 8 月 26 日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象業務

業 務 名 (発 注 課)	令和 8 年度 市単 公園管理事業 遊具点検業務 (建設部 公園緑地課)
業 務 場 所	佐久市 一円
業 務 概 要	36 都市公園及び 7 その他公園における遊具点検業務 一式
履 行 期 間	契約日から令和 8 年 11 月 30 日まで

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条の規定に基づき、上記業務の事後審査型一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は佐久市財務規則第 103 条第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項第 1 号及び同条第 4 項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 佐久市の令和 8 年度物品購入等入札（見積）参加登録業者名簿に学校関係用品・楽器・運動用品・娯楽用品の運動・娯楽用品、またはその他業務 1 の施設等管理に登録があること。
- (4) 管理技術者に、公園施設製品安全管理士または公園施設点検管理士の資格を有する者を配置すること。
- (5) 担当技術者に、公園施設製品整備技士、公園施設点検技士、公園施設製品安全管理士または公園施設点検管理士の資格を有する者を配置すること。ただし、管理技術者との兼務は不可とする。
- (6) 長野県内に本店又は支店、営業所等として登録されていること。

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設 計 図 書 等 の 閲 覧	令和 8 年 8 月 26 日（水）から 入札日まで	・市ホームページへの掲載、佐久市建設部公園緑地課
入 札 参 加 申 請 受 付	令和 8 年 8 月 26 日（水）から 令和 8 年 9 月 1 日（火）まで （最終日は午後 5 時 15 分まで）	・提出書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第 1 号）」原本・副本各 1 部とする。 ・「誓約書」1 部 ・佐久市建設部公園緑地課へ持参により提出のこと（郵送は不可）。
設 計 図 書 等 の 入 手	令和 8 年 8 月 26 日（水）から 入札日まで	・金抜設計書及び仕様書は市ホームページよりダウンロードすること。
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問 受 付	令和 8 年 8 月 26 日（水）から 令和 8 年 9 月 1 日（火）まで （最終日は午後 5 時 15 分まで）	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること。質問内容がわかるように具体的に記載すること。佐久市建設部公園緑地課へメールの方法により提出すること。
回 答 の 期 間	令和 8 年 9 月 2 日（水）以降	・公園緑地課より市ホームページにて回答する。

入札開札日時・場所	令和8年9月3日（木） 午前10時00分から（郵送不可）	・佐久市役所南棟 2階ラウンジ
落札者の決定等	・ 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・ 落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 ・ 審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・ 落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日（閉庁日の場合はその翌日）以内に行うものとする。 ・ 落札者を決定したときは、直ちに落札者に対しEメールにより連絡する。 ・ 入札参加資格がないと認められた場合は、入札参加資格審査結果通知書（様式第4号）により通知する。 ・ 入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（閉庁日の場合はその翌日）以内に、市に対して競争入札参加資格がないとされた理由説明請求書（様式第5号）により、その理由について説明を求めることができる。説明を求められた者に対しては、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。	
入札参加資格確認申請書提出について（落札候補者）	・ 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書（様式第2号）」及び市が指定した要件の資格が確認できるものとする。 ・ 落札候補者として決定された日の翌日（閉庁日の場合はその翌日）までに提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 ・ 入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所：佐久市 建設部公園緑地課	
入札結果の公表	・佐久市 企画部 契約課において閲覧にて公表する。（契約日以降）	

4 入札事項等

入札事項	・ 入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。 ・ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ・ 入札時には金抜設計書に見積もった金額等を記入の上、持参すること（必要に応じ提出を求める場合もある。）。 ・ 代理人が入札書を提出する場合は、併せて委任状を提出すること。なお、全ての応札人は本人であることが確認できるものを持参し、受付に提示すること。
低入札価格調査制度	・適用なし
最低制限価格	・適用なし
入札保証金	・免除 （ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。）
契約保証金	・契約請負代金額の100分の10の金銭的保証
前払金	・適用なし
中間前払金	・適用なし
部分払金	・適用なし

5 その他の事項

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。

6 担当部課（問合せ先）

公告及び業務の内容	佐久市 建設部公園緑地課（佐久市中込 3056） TEL. 0267-62-3424 （内線）162 FAX. 0267-63-7750 Eメール. koenryokuti@city.saku.nagano.jp
-----------	--

事後審査型一般競争入札（電子入札）の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 20 年告示第 68 号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成 17 年規則第 39 号）第 105 条及び佐久市電子入札実施要綱（平成 28 年告示第 20 号）第 4 条の規定により公告する。

令和 8 年 8 月 26 日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象工事

工 事 名 (発 注 課)	令和 8 年度 緊急自然災害防止対策事業 市道 45 - 1 号線 道路防災工事 (建設部 土木課)
工 事 場 所	佐久市 田口 上宮代 地区
工 事 概 要	道路防災工事 舗装工 L=95m W=3.90~7.05m A=472m ²
工 期	契約日から令和 9 年 1 月 22 日まで
備 考	・佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。 ・一抜け方式を適用する（本工事を第 3 順位とする。）。 ≪対象工事≫ ①令和 8 年度 緊急自然災害防止対策事業 市道 33 - 82 号線 道路防災工事 （佐久市 田口 東反田 地区） ②令和 8 年度 緊急自然災害防止対策事業 市道 46 - 4 号線 道路防災工事 （佐久市 入澤 大道添 地区） ③令和 8 年度 緊急自然災害防止対策事業 市道 45 - 1 号線 道路防災工事 （佐久市 田口 上宮代 地区）

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。))に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

(1) 有資格者名簿に登録されている業種ごとの等級格付	・舗装工事の登録があり、その等級格付が A・B 級の者であること。
(2) 有資格者名簿に登録されている建設業許可区分	・舗装工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
(3) 配置技術者の資格等	・建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・配置技術者は、原則として入札参加申請日以前 3 か月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
(4) 本店等の所在地	・入札参加資格要件（１）において、等級格付が A 級の者は、本店が佐久市内にあること。また、B 級の者は、本店が佐久市内にあり、かつ有資格者名簿の地区情報において市南部地区（野沢・中込・臼田）として登録されていること。

(5) そ の 他	・建設業法第 27 条の 23 に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。 ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定に該当する者でないこと。
-----------	--

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設 計 図 書 等 の 閲 覧	令和 8 年 8 月 26 日（水）から 入 札 日 ま で	・入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課 (本庁 4 階)
入 札 参 加 申 請 受 付	令和 8 年 8 月 26 日（水）から 令和 8 年 8 月 31 日（月）まで (最終日は電子入札システムが稼働している時間まで)	・電子入札システムにより提出のこと。 ・添付書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第 1 号）」とする。
設 計 図 書 等 の 入 手	令和 8 年 8 月 26 日（水）から 入 札 日 ま で	・入札情報システムよりダウンロードすること。
設計図書等に関する 質 問 受 付	令和 8 年 8 月 27 日（木）から 令和 8 年 9 月 1 日（火）まで (最終日は午後 5 時 15 分まで)	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること（質問内容がわかるように具体的に記載すること。）。) ・発注課（建設部 土木課）へ持参又は電子入札システムにより提出すること。
質問回答の期日・方法	令和 8 年 9 月 3 日（木）以降	・発注課より入札情報システムにて回答する。
入札書等の提出期限	令和 8 年 9 月 4 日（金） 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 9 月 8 日（火） 午後 5 時まで	・電子入札システムにより提出すること。
再度入札における入 札 書 の 提 出 期 限	令和 8 年 9 月 10 日（木） 午後 3 時まで	・電子入札システムにより提出すること。
入札開札日時・場所	令和 8 年 9 月 10 日（木） 午前 8 時 30 分から	・佐久市役所 7 階 702 会議室
落 札 者 の 決 定 等	・失格基準価格を下回った者（以下「失格者」という。）は、落札者とならない。 ・失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。 ・予定価格の制限の範囲内で、失格基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者 1 人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して 2 日(閉庁日の場合はその翌日)以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡する。	

入札参加資格確認申請書提出について (落札候補者)	- 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」 「配置技術者決定届(様式第3号)」 「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧(様式第6号)」及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書(写し)」* 契約金額(税込)が、4,500万円(建築一式は9,000万円)以上の場合のみ。 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し」 「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の経歴書」 「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の雇用関係を証する書類」及び市が指定したものとする。 - 落札候補者として決定された日の翌日(閉庁日の場合はその翌日)までに持参又はメールにより提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 - 入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所: 佐久市企画部契約課(本庁4階)
入札結果の公表	入札情報システム、佐久市企画部契約課(本庁4階)において閲覧にて公表する。

4 入札事項等

入札事項	- 入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。 - やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第8条の規定による所定の手続を行うこと。 - 落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力すること。 - 詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。
低入札価格調査制度	適用なし
失格基準価格	適用あり 佐久市建設工事等の入札における失格基準価格制度実施要綱(平成24年告示第107号)による。
入札保証金	免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。)
契約保証金	契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
前払金	佐久市工事の前金払に関する取扱規程(平成17年訓令第56号)の規定による。
中間前払金	佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程(平成20年訓令第14号)の規定による。
部分払金	佐久市財務規則第138条の規定による。
債務負担行為	適用なし
入札の無効	佐久市電子入札実施要綱第11条、佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程(平成17年訓令第54号)別記入札心得第8条の規定による。

5 入札金額の内訳書について(法改正<R7.12.12付け>に伴う内訳書記載内容の変更)

令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

なお、必要な内容の記載がない場合は、佐久市建設工事事務処理規程の入札心得第8条9項の取扱いとし「入札の無効(失格)」となりますので、ご注意ください。

6 その他の事項

・佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。

・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

・本工事の入札は一抜け方式を適用し、対象工事、入札順序及び落札決定順位は、下記一覧表のとおりとし、取扱いは次のとおりとします。

- (1) 先順位の工事で落札候補者となった場合、入札した次順位以降の対象工事の入札書は、無効とします。
- (2) 一抜け方式の対象工事のうち、先順位の入札において落札（候補）者がいない場合、又は中止となった場合であっても、次順位以降の入札は執行します。
- (3) 一抜け方式の対象工事のうち、一部の入札において設計価格に修正を要する不備が判明し、入札を中止又は取り止めた場合であっても、その他の入札については、そのまま事務を進めます。
- (4) 一抜け方式による当初入札において、落札（候補）者がなく、又は中止等となったことにより再度入札を行う場合は、当初入札における一抜け方式対象工事を対象とした一抜け方式を採用します。この場合は、当初の一抜け方式対象工事の落札者は、再度入札に参加できません。

一抜け方式対象工事一覧表

入札順序及び 落札決定順位	工事名	工事場所
第1順位	令和8年度 緊急自然災害防止対策事業 市道33-82号線 道路防災工事	佐久市 田口 東反田 地区
第2順位	令和8年度 緊急自然災害防止対策事業 市道46-4号線 道路防災工事	佐久市 入澤 大道添 地区
第3順位	令和8年度 緊急自然災害防止対策事業 市道45-1号線 道路防災工事	佐久市 田口 上宮代 地区

6 担当部課（問合せ先）

公 告 の 内 容	佐久市企画部契約課 （佐久市中込 3056）	TEL. 0267-62-3084（直通）
工 事 の 内 容	佐久市建設部土木課 （佐久市中込 3056 南棟）	TEL. 0267-62-3302（直通）

事後審査型一般競争入札（電子入札）の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 20 年告示第 68 号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成 17 年規則第 39 号）第 105 条及び佐久市電子入札実施要綱（平成 28 年告示第 20 号）第 4 条の規定により公告する。

令和 8 年 8 月 26 日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象工事

工 事 名 (発 注 課)	令和 8 年度 緊急自然災害防止対策事業 市道 46 - 4 号線 道路防災工事 (建設部 土木課)
工 事 場 所	佐久市 入澤 大道添 地区
工 事 概 要	道路防災工事 L = 161 m 舗装工 L = 121.4 m W = 3.10 ~ 6.10 m A = 491 m ² 区画線工 外側線 L = 161.4 m
工 期	契約日から令和 9 年 1 月 22 日まで
備 考	・ 佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。 ・ 一抜け方式を適用する（本工事を第 2 順位とする。）。 《対象工事》 ①令和 8 年度 緊急自然災害防止対策事業 市道 33 - 82 号線 道路防災工事 (佐久市 田口 東反田 地区) ②令和 8 年度 緊急自然災害防止対策事業 市道 46 - 4 号線 道路防災工事 (佐久市 入澤 大道添 地区) ③令和 8 年度 緊急自然災害防止対策事業 市道 45 - 1 号線 道路防災工事 (佐久市 田口 上宮代 地区)

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。))に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

(1) 有資格者名簿に登録されている業種ごとの等級格付	・ 舗装工事の登録があり、その等級格付が A・B 級の者であること。
(2) 有資格者名簿に登録されている建設業許可区分	・ 舗装工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
(3) 配置技術者の資格等	・ 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・ 配置技術者は、原則として入札参加申請日以前 3 か月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・ その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
(4) 本店等の所在地	・ 入札参加資格要件（１）において、等級格付が A 級の者は、本店が佐久市内にあること。また、B 級の者は、本店が佐久市内にあり、かつ有資格者名簿の地区情報において市南部地区（野沢・中込・臼田）として登録されていること。

(5) そ の 他	・建設業法第 27 条の 23 に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。 ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定に該当する者でないこと。
-----------	--

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設 計 図 書 等 の 閲 覧	令和 8 年 8 月 26 日（水）から 入 札 日 ま で	・入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課（本庁 4 階）
入 札 参 加 申 請 受 付	令和 8 年 8 月 26 日（水）から 令和 8 年 8 月 31 日（月）まで （最終日は電子入札システムが稼働している時間まで）	・電子入札システムにより提出のこと。 ・添付書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第 1 号）」とする。
設 計 図 書 等 の 入 手	令和 8 年 8 月 26 日（水）から 入 札 日 ま で	・入札情報システムよりダウンロードすること。
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問 受 付	令和 8 年 8 月 27 日（木）から 令和 8 年 9 月 1 日（火）まで （最終日は午後 5 時 15 分まで）	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること（質問内容がわかるように具体的に記載すること。）。。 ・発注課（建設部 土木課）へ持参又は電子入札システムにより提出すること。
質問回答の期日・方法	令和 8 年 9 月 3 日（木）以降	・発注課より入札情報システムにて回答する。
入 札 書 等 の 提 出 期 限	令和 8 年 9 月 4 日（金） 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 9 月 8 日（火） 午後 5 時まで	・電子入札システムにより提出すること。
再度入札における入 札 書 の 提 出 期 限	令和 8 年 9 月 10 日（木） 午後 3 時まで	・電子入札システムにより提出すること。
入 札 開 札 日 時 ・ 場 所	令和 8 年 9 月 10 日（木） 午前 8 時 30 分から	・佐久市役所 7 階 702 会議室
落 札 者 の 決 定 等	・失格基準価格を下回った者（以下「失格者」という。）は、落札者とならない。 ・失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。 ・予定価格の制限の範囲内で、失格基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者 1 人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して 2 日（閉庁日の場合はその翌日）以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡する。	

入札参加資格確認申請書提出について (落札候補者)	- 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」 「配置技術者決定届(様式第3号)」 「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧(様式第6号)」及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書(写し)」* 契約金額(税込)が、4,500万円(建築一式は9,000万円)以上の場合のみ。 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し」 「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の経歴書」 「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の雇用関係を証する書類」及び市が指定したものとする。 - 落札候補者として決定された日の翌日(閉庁日の場合はその翌日)までに持参又はメールにより提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 - 入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所: 佐久市企画部契約課(本庁4階)
入札結果の公表	入札情報システム、佐久市企画部契約課(本庁4階)において閲覧にて公表する。

4 入札事項等

入札事項	- 入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。 - やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第8条の規定による所定の手続を行うこと。 - 落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力すること。 - 詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。
低入札価格調査制度	適用なし
失格基準価格	適用あり 佐久市建設工事等の入札における失格基準価格制度実施要綱(平成24年告示第107号)による。
入札保証金	免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。)
契約保証金	契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
前払金	佐久市工事の前金払に関する取扱規程(平成17年訓令第56号)の規定による。
中間前払金	佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程(平成20年訓令第14号)の規定による。
部分払金	佐久市財務規則第138条の規定による。
債務負担行為	適用なし
入札の無効	佐久市電子入札実施要綱第11条、佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程(平成17年訓令第54号)別記入札心得第8条の規定による。

5 入札金額の内訳書について(法改正<R7.12.12付け>に伴う内訳書記載内容の変更)

令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

なお、必要な内容の記載がない場合は、佐久市建設工事事務処理規程の入札心得第8条9項の取扱いとし「入札の無効(失格)」となりますので、ご注意ください。

6 その他の事項

・佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。

・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

・本工事の入札は一抜け方式を適用し、対象工事、入札順序及び落札決定順位は、下記一覧表のとおりとし、取扱いは次のとおりとします。

- (1) 先順位の工事で落札候補者となった場合、入札した次順位以降の対象工事の入札書は、無効とします。
- (2) 一抜け方式の対象工事のうち、先順位の入札において落札（候補）者がいない場合、又は中止となった場合であっても、次順位以降の入札は執行します。
- (3) 一抜け方式の対象工事のうち、一部の入札において設計価格に修正を要する不備が判明し、入札を中止又は取り止めた場合であっても、その他の入札については、そのまま事務を進めます。
- (4) 一抜け方式による当初入札において、落札（候補）者がなく、又は中止等となったことにより再度入札を行う場合は、当初入札における一抜け方式対象工事を対象とした一抜け方式を採用します。この場合は、当初の一抜け方式対象工事の落札者は、再度入札に参加できません。

一抜け方式対象工事一覧表

入札順序及び 落札決定順位	工事名	工事場所
第1順位	令和8年度 緊急自然災害防止対策事業 市道33-82号線 道路防災工事	佐久市 田口 東反田 地区
第2順位	令和8年度 緊急自然災害防止対策事業 市道46-4号線 道路防災工事	佐久市 入澤 大道添 地区
第3順位	令和8年度 緊急自然災害防止対策事業 市道45-1号線 道路防災工事	佐久市 田口 上宮代 地区

6 担当部課（問合せ先）

公 告 の 内 容	佐久市企画部契約課 （佐久市中込 3056）	TEL. 0267-62-3084（直通）
工 事 の 内 容	佐久市建設部土木課 （佐久市中込 3056 南棟）	TEL. 0267-62-3302（直通）

事後審査型一般競争入札（電子入札）の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 20 年告示第 68 号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成 17 年規則第 39 号）第 105 条及び佐久市電子入札実施要綱（平成 28 年告示第 20 号）第 4 条の規定により公告する。

令和 8 年 8 月 26 日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象工事

工 事 名 (発 注 課)	令和 8 年度 緊急自然災害防止対策事業 市道 33 - 82 号線 道路防災工事 (建設部 道路建設課)
工 事 場 所	佐久市 田口 東反田 地区
工 事 概 要	道路防災工事 舗装工 L = 195.6m W = 6.0m ~ 8.1m A = 1,240m ²
工 期	契約日から令和 9 年 1 月 29 日まで
備 考	・佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。 ・一抜け方式を適用する（本工事を第 1 順位とする。）。 ≪対象工事≫ ①令和 8 年度 緊急自然災害防止対策事業 市道 33 - 82 号線 道路防災工事 （佐久市 田口 東反田 地区） ②令和 8 年度 緊急自然災害防止対策事業 市道 46 - 4 号線 道路防災工事 （佐久市 入澤 大道添 地区） ③令和 8 年度 緊急自然災害防止対策事業 市道 45 - 1 号線 道路防災工事 （佐久市 田口 上宮代 地区）

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。))に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

(1) 有資格者名簿に登録されている業種ごとの等級格付	・舗装工事の登録があり、その等級格付が A・B 級の者であること。
(2) 有資格者名簿に登録されている建設業許可区分	・舗装工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
(3) 配置技術者の資格等	・建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・配置技術者は、原則として入札参加申請日以前 3 か月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
(4) 本店等の所在地	・入札参加資格要件（１）において、等級格付が A 級の者は、本店が佐久市内にあること。また、B 級の者は、本店が佐久市内にあり、かつ有資格者名簿の地区情報において市南部地区（野沢・中込・臼田）として登録されていること。

(5) そ の 他	・建設業法第 27 条の 23 に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。 ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定に該当する者でないこと。
-----------	--

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設 計 図 書 等 の 閲 覧	令和 8 年 8 月 26 日（水）から 入 札 日 ま で	・入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課（本庁 4 階）
入 札 参 加 申 請 受 付	令和 8 年 8 月 26 日（水）から 令和 8 年 8 月 31 日（月）まで （最終日は電子入札システムが稼働している時間まで）	・電子入札システムにより提出のこと。 ・添付書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第 1 号）」とする。
設 計 図 書 等 の 入 札 手 続	令和 8 年 8 月 26 日（水）から 入 札 日 ま で	・入札情報システムよりダウンロードすること。
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問 受 付	令和 8 年 8 月 27 日（木）から 令和 8 年 9 月 1 日（火）まで （最終日は午後 5 時 15 分まで）	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること（質問内容がわかるように具体的に記載すること。）。 ・発注課（建設部 道路建設課）へ持参又は電子入札システムにより提出すること。
質問回答の期日・方法	令和 8 年 9 月 3 日（木）以降	・発注課より入札情報システムにて回答する。
入 札 書 等 の 提 出 期 限	令和 8 年 9 月 4 日（金） 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 9 月 8 日（火） 午後 5 時まで	・電子入札システムにより提出すること。
再度入札における入 札 書 の 提 出 期 限	令和 8 年 9 月 10 日（木） 午後 3 時まで	・電子入札システムにより提出すること。
入 札 開 札 日 時 ・ 場 所	令和 8 年 9 月 10 日（木） 午前 8 時 30 分から	・佐久市役所 7 階 702 会議室
落 札 者 の 決 定 等	・失格基準価格を下回った者（以下「失格者」という。）は、落札者とならない。 ・失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。 ・予定価格の制限の範囲内で、失格基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者 1 人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して 2 日（閉庁日の場合はその翌日）以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡する。	

入札参加資格確認申請書提出について (落札候補者)	- 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」 「配置技術者決定届(様式第3号)」 「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧(様式第6号)」及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書(写し)」* 契約金額(税込)が、4,500万円(建築一式は9,000万円)以上の場合のみ。 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し」 「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の経歴書」 「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の雇用関係を証する書類」及び市が指定したものとする。 - 落札候補者として決定された日の翌日(閉庁日の場合はその翌日)までに持参又はメールにより提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 - 入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所: 佐久市企画部契約課(本庁4階)
入札結果の公表	入札情報システム、佐久市企画部契約課(本庁4階)において閲覧にて公表する。

4 入札事項等

入札事項	- 入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。 - やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第8条の規定による所定の手続を行うこと。 - 落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力すること。 - 詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。
低入札価格調査制度	適用なし
失格基準価格	適用あり 佐久市建設工事等の入札における失格基準価格制度実施要綱(平成24年告示第107号)による。
入札保証金	免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。)
契約保証金	契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
前払金	佐久市工事の前金払に関する取扱規程(平成17年訓令第56号)の規定による。
中間前払金	佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程(平成20年訓令第14号)の規定による。
部分払金	佐久市財務規則第138条の規定による。
債務負担行為	適用なし
入札の無効	佐久市電子入札実施要綱第11条、佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程(平成17年訓令第54号)別記入札心得第8条の規定による。

5 入札金額の内訳書について(法改正<R7.12.12付け>に伴う内訳書記載内容の変更)

令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

なお、必要な内容の記載がない場合は、佐久市建設工事事務処理規程の入札心得第8条9項の取扱いとし「入札の無効(失格)」となりますので、ご注意ください。

6 その他の事項

・佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。

・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

・本工事の入札は一抜け方式を適用し、対象工事、入札順序及び落札決定順位は、下記一覧表のとおりとし、取扱いは次のとおりとします。

- (1) 先順位の工事で落札候補者となった場合、入札した次順位以降の対象工事の入札書は、無効とします。
- (2) 一抜け方式の対象工事のうち、先順位の入札において落札（候補）者がいない場合、又は中止となった場合であっても、次順位以降の入札は執行します。
- (3) 一抜け方式の対象工事のうち、一部の入札において設計価格に修正を要する不備が判明し、入札を中止又は取り止めた場合であっても、その他の入札については、そのまま事務を進めます。
- (4) 一抜け方式による当初入札において、落札（候補）者がなく、又は中止等となったことにより再度入札を行う場合は、当初入札における一抜け方式対象工事を対象とした一抜け方式を採用します。この場合は、当初の一抜け方式対象工事の落札者は、再度入札に参加できません。

一抜け方式対象工事一覧表

入札順序及び 落札決定順位	工事名	工事場所
第1順位	令和8年度 緊急自然災害防止対策事業 市道33-82号線 道路防災工事	佐久市 田口 東反田 地区
第2順位	令和8年度 緊急自然災害防止対策事業 市道46-4号線 道路防災工事	佐久市 入澤 大道添 地区
第3順位	令和8年度 緊急自然災害防止対策事業 市道45-1号線 道路防災工事	佐久市 田口 上宮代 地区

6 担当部課（問合せ先）

公 告 の 内 容	佐久市企画部契約課 （佐久市中込 3056）	TEL. 0267-62-3084（直通）
工 事 の 内 容	佐久市建設部道路建設課 （佐久市中込 3056 南棟）	TEL. 0267-62-3381（直通）

事後審査型一般競争入札（電子入札）の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成20年告示第68号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成17年規則第39号）第105条及び佐久市電子入札実施要綱（平成28年告示第20号）第4条の規定により公告する。

令和8年8月26日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象工事

工 事 名 (発 注 課)	令和8年度 緊急自然災害防止対策事業 市道60-4号線 道路防災工事 (建設部 道路建設課)
工 事 場 所	佐久市 八幡 前原 地区
工 事 概 要	道路防災工事 舗装工 L=90.0m W=7.05m~7.10m A=640㎡
工 期	契約日から令和9年1月29日まで
備 考	・佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。 ・一抜け方式を適用する（本工事を第3順位とする。）。 ≪対象工事≫ ①令和8年度 総合交付金道路事業（舗装リニューアル） 市道2-337号線 舗装修繕工事 （佐久市 岩村田 向田川原 地区） ②令和8年度 緊急自然災害防止対策事業 市道7-104号線 道路防災工事 （佐久市 下平尾 中山寺 地区） ③令和8年度 緊急自然災害防止対策事業 市道60-4号線 道路防災工事 （佐久市 八幡 前原 地区）

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。))に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

(1) 有資格者名簿に登録されている業種ごとの等級格付	・舗装工事の登録があり、その等級格付がA・B級の者であること。
(2) 有資格者名簿に登録されている建設業許可区分	・舗装工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
(3) 配置技術者の資格等	・建設業法(昭和24年法律第100号)第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・配置技術者は、原則として入札参加申請日以前3か月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
(4) 本店等の所在地	・入札参加資格要件（1）において、等級格付がA級の者は、本店が佐久市内にあること。また、B級の者は、本店が佐久市内にあり、かつ有資格者名簿の地区情報において市北部地区（浅間・東・浅科・望月）として登録されていること。

(5) そ の 他	・建設業法第 27 条の 23 に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。 ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定に該当する者でないこと。
-----------	--

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設 計 図 書 等 の 閲 覧	令和 8 年 8 月 26 日（水）から 入 札 日 ま で	・入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課（本庁 4 階）
入 札 参 加 申 請 受 付	令和 8 年 8 月 26 日（水）から 令和 8 年 8 月 31 日（月）まで （最終日は電子入札システムが稼働している時間まで）	・電子入札システムにより提出のこと。 ・添付書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第 1 号）」とする。
設 計 図 書 等 の 入 手	令和 8 年 8 月 26 日（水）から 入 札 日 ま で	・入札情報システムよりダウンロードすること。
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問 受 付	令和 8 年 8 月 27 日（木）から 令和 8 年 9 月 1 日（火）まで （最終日は午後 5 時 15 分まで）	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること（質問内容がわかるように具体的に記載すること。）。 ・発注課（建設部 道路建設課）へ持参又は電子入札システムにより提出すること。
質問回答の期日・方法	令和 8 年 9 月 3 日（木）以降	・発注課より入札情報システムにて回答する。
入 札 書 等 の 提 出 期 限	令和 8 年 9 月 4 日（金） 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 9 月 8 日（火） 午後 5 時まで	・電子入札システムにより提出すること。
再度入札における入 札 書 の 提 出 期 限	令和 8 年 9 月 10 日（木） 午後 3 時まで	・電子入札システムにより提出すること。
入 札 開 札 日 時 ・ 場 所	令和 8 年 9 月 10 日（木） 午前 8 時 30 分から	・佐久市役所 7 階 702 会議室
落 札 者 の 決 定 等	・失格基準価格を下回った者（以下「失格者」という。）は、落札者とならない。 ・失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。 ・予定価格の制限の範囲内で、失格基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者 1 人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して 2 日（閉庁日の場合はその翌日）以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡する。	

入札参加資格確認申請書提出について (落札候補者)	- 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」 「配置技術者決定届(様式第3号)」 「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧(様式第6号)」及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書(写し)」* 契約金額(税込)が、4,500万円(建築一式は9,000万円)以上の場合のみ。 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し」 「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の経歴書」 「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の雇用関係を証する書類」及び市が指定したものとする。 - 落札候補者として決定された日の翌日(閉庁日の場合はその翌日)までに持参又はメールにより提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 - 入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所: 佐久市企画部契約課(本庁4階)
入札結果の公表	入札情報システム、佐久市企画部契約課(本庁4階)において閲覧にて公表する。

4 入札事項等

入札事項	- 入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。 - やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第8条の規定による所定の手続を行うこと。 - 落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力すること。 - 詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。
低入札価格調査制度	適用なし
失格基準価格	適用あり 佐久市建設工事等の入札における失格基準価格制度実施要綱(平成24年告示第107号)による。
入札保証金	免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。)
契約保証金	契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
前払金	佐久市工事の前金払に関する取扱規程(平成17年訓令第56号)の規定による。
中間前払金	佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程(平成20年訓令第14号)の規定による。
部分払金	佐久市財務規則第138条の規定による。
債務負担行為	適用なし
入札の無効	佐久市電子入札実施要綱第11条、佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程(平成17年訓令第54号)別記入札心得第8条の規定による。

5 入札金額の内訳書について(法改正<R7.12.12付け>に伴う内訳書記載内容の変更)

令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

なお、必要な内容の記載がない場合は、佐久市建設工事事務処理規程の入札心得第8条9項の取扱いとし「入札の無効(失格)」となりますので、ご注意ください。

6 その他の事項

- ・佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。
- ・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

・本工事の入札は一抜け方式を適用し、対象工事、入札順序及び落札決定順位は、下記一覧表のとおりとし、取扱いは次のとおりとします。

- (1) 先順位の工事で落札候補者となった場合、入札した次順位以降の対象工事の入札書は、無効とします。
- (2) 一抜け方式の対象工事のうち、先順位の入札において落札（候補）者がいない場合、又は中止となった場合であっても、次順位以降の入札は執行します。
- (3) 一抜け方式の対象工事のうち、一部の入札において設計価格に修正を要する不備が判明し、入札を中止又は取り止めた場合であっても、その他の入札については、そのまま事務を進めます。
- (4) 一抜け方式による当初入札において、落札（候補）者がなく、又は中止等となったことにより再度入札を行う場合は、当初入札における一抜け方式対象工事を対象とした一抜け方式を採用します。この場合は、当初の一抜け方式対象工事の落札者は、再度入札に参加できません。

一抜け方式対象工事一覧表

入札順序及び 落札決定順位	工事名	工事場所
第1順位	令和8年度 総合交付金道路事業（舗装リニューアル） 市道2-337号線 舗装修繕工事	佐久市 岩村田 向田川原 地区
第2順位	令和8年度 緊急自然災害防止対策事業 市道7-104号線 道路防災工事	佐久市 下平尾 中山寺 地区
第3順位	令和8年度 緊急自然災害防止対策事業 市道60-4号線 道路防災工事	佐久市 八幡 前原 地区

6 担当部課（問合せ先）

公 告 の 内 容	佐久市企画部契約課 （佐久市中込 3056）	TEL. 0267-62-3084（直通）
工 事 の 内 容	佐久市建設部道路建設課 （佐久市中込 3056 南棟）	TEL. 0267-62-3381（直通）

事後審査型一般競争入札（電子入札）の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成20年告示第68号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成17年規則第39号）第105条及び佐久市電子入札実施要綱（平成28年告示第20号）第4条の規定により公告する。

令和8年8月26日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象工事

工 事 名 (発 注 課)	令和8年度 緊急自然災害防止対策事業 市道7-104号線 道路防災工事 (建設部 道路建設課)
工 事 場 所	佐久市 下平尾 中山寺 地区
工 事 概 要	道路防災工事 舗装工 L=70.0m W=7.90m~23.50m A=752㎡
工 期	契約日から令和9年1月29日まで
備 考	・佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。 ・一抜け方式を適用する（本工事を第2順位とする。）。 ≪対象工事≫ ①令和8年度 総合交付金道路事業（舗装リニューアル） 市道2-337号線 舗装修繕工事 （佐久市 岩村田 向田川原 地区） ②令和8年度 緊急自然災害防止対策事業 市道7-104号線 道路防災工事 （佐久市 下平尾 中山寺 地区） ③令和8年度 緊急自然災害防止対策事業 市道60-4号線 道路防災工事 （佐久市 八幡 前原 地区）

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

(1) 有資格者名簿に登録されている業種ごとの等級格付	・舗装工事の登録があり、その等級格付がA・B級の者であること。
(2) 有資格者名簿に登録されている建設業許可区分	・舗装工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
(3) 配置技術者の資格等	・建設業法(昭和24年法律第100号)第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・配置技術者は、原則として入札参加申請日以前3か月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
(4) 本店等の所在地	・入札参加資格要件（1）において、等級格付がA級の者は、本店が佐久市内にあること。また、B級の者は、本店が佐久市内にあり、かつ有資格者名簿の地区情報において市北部地区（浅間・東・浅科・望月）として登録されていること。

(5) そ の 他	・建設業法第 27 条の 23 に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。 ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定に該当する者でないこと。
-----------	--

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設 計 図 書 等 の 閲 覧	令和 8 年 8 月 26 日（水）から 入 札 日 ま で	・入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課（本庁 4 階）
入 札 参 加 申 請 受 付	令和 8 年 8 月 26 日（水）から 令和 8 年 8 月 31 日（月）まで （最終日は電子入札システムが稼働している時間まで）	・電子入札システムにより提出のこと。 ・添付書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第 1 号）」とする。
設 計 図 書 等 の 入 手	令和 8 年 8 月 26 日（水）から 入 札 日 ま で	・入札情報システムよりダウンロードすること。
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問 受 付	令和 8 年 8 月 27 日（木）から 令和 8 年 9 月 1 日（火）まで （最終日は午後 5 時 15 分まで）	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること（質問内容がわかるように具体的に記載すること。）。 ・発注課（建設部 道路建設課）へ持参又は電子入札システムにより提出すること。
質問回答の期日・方法	令和 8 年 9 月 3 日（木）以降	・発注課より入札情報システムにて回答する。
入 札 書 等 の 提 出 期 限	令和 8 年 9 月 4 日（金） 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 9 月 8 日（火） 午後 5 時まで	・電子入札システムにより提出すること。
再度入札における入 札 書 の 提 出 期 限	令和 8 年 9 月 10 日（木） 午後 3 時まで	・電子入札システムにより提出すること。
入 札 開 札 日 時 ・ 場 所	令和 8 年 9 月 10 日（木） 午前 8 時 30 分から	・佐久市役所 7 階 702 会議室
落 札 者 の 決 定 等	・失格基準価格を下回った者（以下「失格者」という。）は、落札者とならない。 ・失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。 ・予定価格の制限の範囲内で、失格基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者 1 人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して 2 日（閉庁日の場合はその翌日）以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡する。	

入札参加資格確認申請書提出について (落札候補者)	- 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」 「配置技術者決定届(様式第3号)」 「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧(様式第6号)」及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書(写し)」* 契約金額(税込)が、4,500万円(建築一式は9,000万円)以上の場合のみ。 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し」 「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の経歴書」 「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の雇用関係を証する書類」及び市が指定したものとする。 - 落札候補者として決定された日の翌日(閉庁日の場合はその翌日)までに持参又はメールにより提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 - 入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所: 佐久市企画部契約課(本庁4階)
入札結果の公表	入札情報システム、佐久市企画部契約課(本庁4階)において閲覧にて公表する。

4 入札事項等

入札事項	- 入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。 - やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第8条の規定による所定の手続を行うこと。 - 落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力すること。 - 詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。
低入札価格調査制度	適用なし
失格基準価格	適用あり 佐久市建設工事等の入札における失格基準価格制度実施要綱(平成24年告示第107号)による。
入札保証金	免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。)
契約保証金	契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
前払金	佐久市工事の前金払に関する取扱規程(平成17年訓令第56号)の規定による。
中間前払金	佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程(平成20年訓令第14号)の規定による。
部分払金	佐久市財務規則第138条の規定による。
債務負担行為	適用なし
入札の無効	佐久市電子入札実施要綱第11条、佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程(平成17年訓令第54号)別記入札心得第8条の規定による。

5 入札金額の内訳書について(法改正<R7.12.12付け>に伴う内訳書記載内容の変更)

令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

なお、必要な内容の記載がない場合は、佐久市建設工事事務処理規程の入札心得第8条9項の取扱いとし「入札の無効(失格)」となりますので、ご注意ください。

6 その他の事項

- ・佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。
- ・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

・本工事の入札は一抜け方式を適用し、対象工事、入札順序及び落札決定順位は、下記一覧表のとおりとし、取扱いは次のとおりとします。

- (1) 先順位の工事で落札候補者となった場合、入札した次順位以降の対象工事の入札書は、無効とします。
- (2) 一抜け方式の対象工事のうち、先順位の入札において落札（候補）者がいない場合、又は中止となった場合であっても、次順位以降の入札は執行します。
- (3) 一抜け方式の対象工事のうち、一部の入札において設計価格に修正を要する不備が判明し、入札を中止又は取り止めた場合であっても、その他の入札については、そのまま事務を進めます。
- (4) 一抜け方式による当初入札において、落札（候補）者がなく、又は中止等となったことにより再度入札を行う場合は、当初入札における一抜け方式対象工事を対象とした一抜け方式を採用します。この場合は、当初の一抜け方式対象工事の落札者は、再度入札に参加できません。

一抜け方式対象工事一覧表

入札順序及び 落札決定順位	工事名	工事場所
第1順位	令和8年度 総合交付金道路事業（舗装リニューアル） 市道2-337号線 舗装修繕工事	佐久市 岩村田 向田川原 地区
第2順位	令和8年度 緊急自然災害防止対策事業 市道7-104号線 道路防災工事	佐久市 下平尾 中山寺 地区
第3順位	令和8年度 緊急自然災害防止対策事業 市道60-4号線 道路防災工事	佐久市 八幡 前原 地区

6 担当部課（問合せ先）

公 告 の 内 容	佐久市企画部契約課 （佐久市中込 3056）	TEL. 0267-62-3084（直通）
工 事 の 内 容	佐久市建設部道路建設課 （佐久市中込 3056 南棟）	TEL. 0267-62-3381（直通）

事後審査型一般競争入札（電子入札）の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成20年告示第68号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成17年規則第39号）第105条及び佐久市電子入札実施要綱（平成28年告示第20号）第4条の規定により公告する。

令和8年8月26日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象工事

工 事 名 (発 注 課)	令和8年度 総合交付金道路事業（舗装リニューアル） 市道2-337号線 舗装修繕工事 (建設部 道路建設課)
工 事 場 所	佐久市 岩村田 向田川原 地区
工 事 概 要	舗装修繕工事 舗装工 L=150m W=5.20~5.35m A=797m ²
工 期	契約日から令和9年1月29日まで
備 考	・佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。 ・一抜け方式を適用する（本工事を第1順位とする。）。 ≪対象工事≫ ①令和8年度 総合交付金道路事業（舗装リニューアル） 市道2-337号線 舗装修繕工事 （佐久市 岩村田 向田川原 地区） ②令和8年度 緊急自然災害防止対策事業 市道7-104号線 道路防災工事 （佐久市 下平尾 中山寺 地区） ③令和8年度 緊急自然災害防止対策事業 市道60-4号線 道路防災工事 （佐久市 八幡 前原 地区）

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

(1) 有資格者名簿に登録されている 業 種 ご と の 等 級 格 付	・舗装工事の登録があり、その等級格付がA・B級の者であること。
(2) 有資格者名簿に登録されている 建 設 業 許 可 区 分	・舗装工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
(3) 配 置 技 術 者 の 資 格 等	・建設業法(昭和24年法律第100号)第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・配置技術者は、原則として入札参加申請日以前3か月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
(4) 本 店 等 の 所 在 地	・入札参加資格要件（1）において、等級格付がA級の者は、本店が佐久市内にあること。また、B級の者は、本店が佐久市内にあり、かつ有資格者名簿の地区情報において市北部地区（浅間・東・浅科・望月）として登録されていること。

(5) そ の 他	・建設業法第 27 条の 23 に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。 ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定に該当する者でないこと。
-----------	--

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設 計 図 書 等 の 閲 覧	令和 8 年 8 月 26 日（水）から 入 札 日 ま で	・入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課（本庁 4 階）
入 札 参 加 申 請 受 付	令和 8 年 8 月 26 日（水）から 令和 8 年 8 月 31 日（月）まで （最終日は電子入札システムが稼働している時間まで）	・電子入札システムにより提出のこと。 ・添付書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第 1 号）」とする。
設 計 図 書 等 の 入 手	令和 8 年 8 月 26 日（水）から 入 札 日 ま で	・入札情報システムよりダウンロードすること。
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問 受 付	令和 8 年 8 月 27 日（木）から 令和 8 年 9 月 1 日（火）まで （最終日は午後 5 時 15 分まで）	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること（質問内容がわかるように具体的に記載すること。）。 ・発注課（建設部 道路建設課）へ持参又は電子入札システムにより提出すること。
質問回答の期日・方法	令和 8 年 9 月 3 日（木）以降	・発注課より入札情報システムにて回答する。
入 札 書 等 の 提 出 期 限	令和 8 年 9 月 4 日（金） 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 9 月 8 日（火） 午後 5 時まで	・電子入札システムにより提出すること。
再度入札における入 札 書 の 提 出 期 限	令和 8 年 9 月 10 日（木） 午後 3 時まで	・電子入札システムにより提出すること。
入 札 開 札 日 時 ・ 場 所	令和 8 年 9 月 10 日（木） 午前 8 時 30 分から	・佐久市役所 7 階 702 会議室
落 札 者 の 決 定 等	・失格基準価格を下回った者（以下「失格者」という。）は、落札者とならない。 ・失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。 ・予定価格の制限の範囲内で、失格基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者 1 人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して 2 日（閉庁日の場合はその翌日）以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡する。	

入札参加資格確認申請書提出について (落札候補者)	- 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」 「配置技術者決定届(様式第3号)」 「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧(様式第6号)」及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書(写し)」*契約金額(税込)が、4,500万円(建築一式は9,000万円)以上の場合のみ。 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し」 「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の経歴書」 「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の雇用関係を証する書類」及び市が指定したものとする。 - 落札候補者として決定された日の翌日(閉庁日の場合はその翌日)までに持参又はメールにより提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 - 入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所:佐久市企画部契約課(本庁4階)
入札結果の公表	入札情報システム、佐久市企画部契約課(本庁4階)において閲覧にて公表する。

4 入札事項等

入札事項	- 入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。 - やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第8条の規定による所定の手続を行うこと。 - 落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力すること。 - 詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。
低入札価格調査制度	適用なし
失格基準価格	適用あり 佐久市建設工事等の入札における失格基準価格制度実施要綱(平成24年告示第107号)による。
入札保証金	免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。)
契約保証金	契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
前払金	佐久市工事の前金払に関する取扱規程(平成17年訓令第56号)の規定による。
中間前払金	佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程(平成20年訓令第14号)の規定による。
部分払金	佐久市財務規則第138条の規定による。
債務負担行為	適用なし
入札の無効	佐久市電子入札実施要綱第11条、佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程(平成17年訓令第54号)別記入札心得第8条の規定による。

5 入札金額の内訳書について(法改正<R7.12.12付け>に伴う内訳書記載内容の変更)

令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

なお、必要な内容の記載がない場合は、佐久市建設工事事務処理規程の入札心得第8条9項の取扱いとし「入札の無効(失格)」となりますので、ご注意ください。

6 その他の事項

・佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。

・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

・本工事の入札は一抜け方式を適用し、対象工事、入札順序及び落札決定順位は、下記一覧表のとおりとし、取扱いは次のとおりとします。

- (1) 先順位の工事で落札候補者となった場合、入札した次順位以降の対象工事の入札書は、無効とします。
- (2) 一抜け方式の対象工事のうち、先順位の入札において落札（候補）者がいない場合、又は中止となった場合であっても、次順位以降の入札は執行します。
- (3) 一抜け方式の対象工事のうち、一部の入札において設計価格に修正を要する不備が判明し、入札を中止又は取り止めた場合であっても、その他の入札については、そのまま事務を進めます。
- (4) 一抜け方式による当初入札において、落札（候補）者がなく、又は中止等となったことにより再度入札を行う場合は、当初入札における一抜け方式対象工事を対象とした一抜け方式を採用します。この場合は、当初の一抜け方式対象工事の落札者は、再度入札に参加できません。

一抜け方式対象工事一覧表

入札順序及び 落札決定順位	工事名	工事場所
第1順位	令和8年度 総合交付金道路事業（舗装リニューアル） 市道2-337号線 舗装修繕工事	佐久市 岩村田 向田川原 地区
第2順位	令和8年度 緊急自然災害防止対策事業 市道7-104号線 道路防災工事	佐久市 下平尾 中山寺 地区
第3順位	令和8年度 緊急自然災害防止対策事業 市道60-4号線 道路防災工事	佐久市 八幡 前原 地区

6 担当部課（問合せ先）

公 告 の 内 容	佐久市企画部契約課 （佐久市中込 3056）	TEL. 0267-62-3084（直通）
工 事 の 内 容	佐久市建設部道路建設課 （佐久市中込 3056 南棟）	TEL. 0267-62-3381（直通）

事後審査型一般競争入札（電子入札）の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 2 0 年告示第 6 8 号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成 1 7 年規則第 3 9 号）第 1 0 5 条及び佐久市電子入札実施要綱（平成 2 8 年告示第 2 0 号）第 4 条の規定により公告する。

令和 8 年 8 月 26 日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象工事

工 事 名 (発 注 課)	令和 8 年度 農山漁村地域整備交付金事業 林道南沢（香坂）線 橋梁修繕工事 (経済部 耕地林務課)
工 事 場 所	佐久市 香坂 南澤 地区
工 事 概 要	南沢橋 橋梁修繕工 L = 4 . 5 m、W = 3 . 7 5 m 床版補修工、地覆補修工、高欄補修工ほか
工 期	契約日から令和 9 年 1 月 27 日まで
備 考	佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。))に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

(1) 有資格者名簿に登録されている業種ごとの等級格付	・とび・土工・コンクリート工事の登録があり、その等級格付が A ・ B 級の者であること。
(2) 有資格者名簿に登録されている建設業許可区分	・とび・土工工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
(3) 配置技術者の資格等	・建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・配置技術者は、原則として入札参加申請日以前 3 か月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
(4) 本店等の所在地	・本店が佐久市内にあること。
(5) その他	・建設業法第 27 条の 23 に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。 ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定に該当する者でないこと。

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設計図書等の閲覧	令和8年8月26日（水）から 入札日まで	・入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課（本庁4階）
入札参加申請受付	令和8年8月26日（水）から 令和8年8月31日（月）まで （最終日は電子入札システムが稼働している時間まで）	・電子入札システムにより提出のこと。 ・添付書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第1号）」とする。
設計図書等 の入札手続	令和8年8月26日（水）から 入札日まで	・入札情報システムよりダウンロードすること。
設計図書等に関する 質問受付	令和8年8月27日（木）から 令和8年9月1日（火）まで （午前8時30分から 午後5時15分まで）	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること（質問内容がわかるように具体的に記載すること）。 ・発注課（経済部 耕地林務課）へ持参又は電子入札システムにより提出すること。
質問回答の期日・方法	令和8年9月3日（木）以降	・発注課より入札情報システムにて回答する。
入札書等の提出期限	令和8年9月4日（金） 午前8時30分から 令和8年9月8日（火） 午後5時まで	・電子入札システムにより提出すること。
再度入札における入 札書の提出期限	令和8年9月10日（木） 午後3時まで	・電子入札システムにより提出すること。
入札開札日時・場所	令和8年9月10日（木） 午前8時30分から	・佐久市役所 7階 702会議室
落札者の決定等	・最低制限価格を下回った者（以下「失格者」という。）は、落札者とならない。 ・失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。 ・予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日（閉庁日の場合はその翌日）以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡する。	

入札参加資格確認申請書提出について (落札候補者)	- 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」 「配置技術者決定届(様式第3号)」 「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧」(様式第6号)及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書(写し)」* 契約金額(税込)が、4,500万円(建築一式は9,000万円)以上の場合のみ。 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し」 「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の経歴書」 「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の雇用関係を証する書類」及び市が指定したものとする。 - 落札候補者として決定された日の翌日(閉庁日の場合はその翌日)までに持参又はメールにより提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 - 入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所: 佐久市企画部契約課(本庁4階)
入札結果の公表	入札情報システム、佐久市企画部契約課(本庁4階)において閲覧にて公表する。

4 入札事項等

入札事項	- 入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。 - やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第8条の規定による所定の手続を行うこと。 - 落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力すること。 - 詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。
低入札価格調査制度	適用なし
最低制限価格	適用あり 佐久市建設工事等の入札における最低制限価格制度実施要綱(平成21年告示第97号)による。
入札保証金	免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。)
契約保証金	契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
前払金	佐久市工事の前金払に関する取扱規程(平成17年訓令第56号)の規定による。
中間前払金	佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程(平成20年訓令第14号)の規定による。
部分払金	佐久市財務規則第138条の規定による。
債務負担行為	適用なし
入札の無効	佐久市電子入札実施要綱第11条、佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程(平成17年訓令第54号)別記入札心得第8条の規定による。

5 入札金額の内訳書について(法改正<R7.12.12付け>に伴う内訳書記載内容の変更)

令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

なお、必要な内容の記載がない場合は、佐久市建設工事事務処理規程の入札心得第8条9項の取扱いとし「入札の無効(失格)」となりますので、ご注意ください。

6 その他の事項

- ・佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。
- ・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

7 担当部課（問合せ先）

公 告 の 内 容	佐久市企画部契約課	（佐久市中込 3056）	TEL. 0267－62－3084（直通）
工 事 の 内 容	佐久市経済部耕地林務課	（佐久市中込 3056）	TEL. 0267－62－3242（直通）